

社援発0227第24号
令和6年2月27日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

生活福祉資金貸付（福祉資金〔福祉費における住宅補修費・災害援護費〕）
の特例について

生活福祉資金の貸付けについては、平成21年7月28日付け厚生労働省発社援第0728第9号厚生労働事務次官通知「生活福祉資金の貸付けについて」及び平成21年7月28日付け社援発第0728第13号厚生労働省社会・援護局長通知「生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）貸付制度の運営について」により実施されているところであるが、今般発生した令和6年能登半島地震により被災した世帯に対する福祉資金の貸付の運営及び国庫補助の対象となる貸付の範囲について、下記のとおり特例措置を講ずることとし、令和6年1月1日から適用することとしたので通知する。

記

1 貸付対象

令和6年能登半島地震により災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）の適用となった地域及び被災したため特例措置が必要な地域として貴職が設定した地域（「生活福祉資金貸付（福祉資金〔緊急小口資金〕）の特例に係る留意事項について」（令和6年1月9日付け社援地発0109第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）参照）に住所を有し、福祉資金の福祉費（住宅の補修・保全等のための経費、災害を受けたことにより臨時に必要な経費）を必要とする低所得世帯（勤務先の休廃業又は生業の継続困難等により低所得となった場合も含む。）、障害者世帯、高齢者世帯とする。

2 貸付の方法

(1) 据置期間

貸付けの日から2年以内とする。

(2) 償還期限

(1) の据置期間経過後 20 年以内とする。

3 貸付の手続

迅速な貸付を行う必要があることから、貸付の手続については、次のとおりとする。

(1) 借入れの申込み

災害時の緊急的対応であることにかんがみ、民生委員を窓口とせずに借入申込書を直接、市区町村社会福祉協議会を經由して、都道府県社会福祉協議会会長に提出することとして差し支えない。

※ 借入れの申込みに必要な書類については、社会・援護局長通知「生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）貸付制度の運営について」の第3の1（3）を参照すること。

(2) 受付及び貸付金交付

ア 借入れ申込みの受付は、各都道府県社会福祉協議会と連携し、特例措置の需要等を把握したうえで、必要に応じて、実施体制が整い次第、速やかに開始すること。

イ 受付期間は、当分の間とする。

ウ 貸付金の交付は、災害時の緊急的対応であることにかんがみ、可及的速やかに行うこと。

4 その他

(1) 本通知に特段の定めのないものについては、厚生労働事務次官通知「生活福祉資金の貸付けについて」、社会・援護局長通知「生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）貸付制度の運営について」、令和6年1月9日付け社援地発 0109 第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活福祉資金貸付（福祉資金〔緊急小口資金〕）の特例に係る留意事項について」等の関係通知によることとする。

(2) 当該貸付の実施主体及び貸付窓口となる社会福祉協議会と十分に連携を図り、円滑な貸付を行うよう留意願いたい。

以上